

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	原子炉格納容器漏えい率検査のため原子炉格納容器内を試験圧力まで上昇後、残留熱除去系(B系)の安全弁(RV-10-35B)から水漏れが認められたため、当該検査を中断し、原子炉格納容器内の圧力を低下させた結果、当該弁からの水漏れは停止。当該弁の点検を実施後、試験圧力にて漏えいのないことを確認。	6月21日公表済(PDF126kB)

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	プラントデータ表示システム用計算機の点検時、伝送装置用状態表示ランプ切れ(計3個)が認められたため、当該ランプを交換	
2	1号機	原子炉建屋西側屋外サブドレンポンプ(NO. 14)用、マンホール脇の地面に陥没が認められたため、当該箇所を点検・修理	
3	2号機	復水移送ポンプ(B)において、反カップリング側の軸受け油切りにゆるみが認められたため、当該油切りを点検・修理	
4	3号機	高圧注水タービン蒸気入口ドレンポットレベルスイッチ(LSH-23-90)の点検時、接断差に精度外が認められたため、当該レベルスイッチを修理	
5	3号機	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口ドレンポットレベルスイッチ(LSH-13-74)の点検時、接断差に精度外が認められたため、当該レベルスイッチを修理	
6	3号機	所内ボイラバーナ操作盤の取替えに伴うシーケンス動作試験において、シーケンス図と現場回路との不整合による警報の不動作が確認されたため、制御回路を修正及び対応検討	
7	3号機	ジェットポンプ(NO. 10)流量計装用流量制限逆止弁(V-2-3-31H)の端子箱上部において、電線管に折損が認められたため、当該電線管を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	3号機	第一給水加熱器(B)水室内仕切板修理工事において、閉止していた給水加熱器出口弁(MO-32-19B)のシートパスにより、当該弁のバランス管切断部からの水漏れが認められたため、対応検討	
9	5号機	主復水器細管洗浄装置(C2)ボール回収器入口弁において、開表示ランプの不点灯が認められたため、開閉表示用回路を点検・修理	
10	5号機	廃棄物処理設備の濃縮廃液貯蔵タンク(A)用加熱蒸気入口弁(AO-20-821A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
11	6号機	原子炉隔離時冷却系の運転確認時、「タービン蒸気入口ドレンポット水位高」の警報発生の際、ドレントラップバイパス弁(F054)を自動開しても警報がクリアせず、レベルスイッチの打振にてクリアすることから、当該レベルスイッチを点検・調整	
12	集中環境施設	漏電遮断器のトリップ試験時、雑動力分電盤等(計4箇所)において、動作不良が認められたため、当該漏電遮断器を点検・修理	
13	集中環境施設	中央操作室内にある高温焼却設備監視用モニタにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで